

デジタル複合機賃貸借及び使用に係る入札説明書

この入札説明書は、静岡県大井川広域水道企業団が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 公告日

令和8年1月21日

2 入札執行者

静岡県大井川広域水道企業団 企業長 高畑 英治

3 競争入札に付する事項

別記1のとおり

4 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「複写機」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 同等品を納入した実績を有する者であること。
- (4) アフターサービス（メンテナンス）の体制が整備されている者。
- (5) 入札書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

5 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない

い。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式第5号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電報、ファクスその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2(1)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式第5号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
 - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式第6号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「入札番号第67001号 令和8年2月9日開札（入札） 令和7年度大井川広域水道用水供給事業 デジタル複合機賃貸借及び使用 入札書在中」と記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、機械の賃貸借（保守点検、修繕費、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含む）と使用料金（トナー交換等を含む）の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 供給物品名に重大な誤りのある入札書による入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名

して押印するものとする。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり

11 競争入札参加者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、別記 1 (5) の期限までに下記の書類を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格

「入札参加資格確認申請書」（別紙様式第 1 号）

(2) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 納入実績等

「納入実績証明書」（別紙様式第 2 号）

(4) 想定機器の機能仕様及び標準価格表

ア 「機能及び標準価格」（別紙様式第 3 号）

イ カタログを添付（スペック該当箇所をマーカーで示すこと。）

(5) 当該機器に係る迅速なアフターサービス、メンテナンス体制の証明

「メンテナンスサービス体制図」（別紙様式第 4 号）

12 その他

(1) 仕様及び入札に関する質疑、確認等は、「質問票」（別紙様式第 7 号）により令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 4 時までにファックス又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

(2) 照会先

〒427-0033

島田市相賀1300番地

静岡県大井川広域水道企業団 総務課

F A X 0547-32-0130

E-mail oigawakoiki@oigawakoiki.or.jp

(3) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から調達物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

(5) 本調達に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借物品及び数量

デジタルフルカラー複合機 1台

(2) 賃貸借物品の特質等

貸借期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

詳細は仕様書による。

(3) 納入条件

令和8年3月1日午前8時30分に正常稼働できること

(4) 納入場所

島田市相賀地内

(5) 提出資料の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月4日（水）までの
午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 〒427-0033
島田市相賀1300番地
静岡県大井川広域水道企業団 総務課
電話番号 0547-32-0136

2 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時並びに執行場所

ア 日 時 令和8年2月9日（月） 午後1時30分

イ 場 所 静岡県大井川広域水道企業団 3階研修会議室